

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成 29 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	48,740
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	501,534

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	50,904	37,128	0	0	4,873	8,903
民生費	社会福祉費	老人福祉費	103,964	833	0	3,246	10,089	89,796
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	166,488	113,114	0	0	16,182	37,192
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	30,960	16,582	0	0	3,022	11,356
民生費	児童福祉費	児童措置費	83,116	69,041	0	0	8,091	5,984
民生費	児童福祉費	母子福祉費	352	176	0	0	49	127
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	23,835	6,921	0	11	2,340	14,563
衛生費	保健衛生費	予防費	41,915	942	0	3,116	4,094	33,763
合 計			501,534	244,737	0	6,373	48,740	201,684

※一般職人件費・一般事務費は除く。